

保護者の皆さまへ

練馬区教育委員会事務局こども家庭部
子育て支援課長 山根 由美子
(公印省略)

「緊急事態宣言」を受けた学童クラブ利用自粛の改めてのお願い

日頃から練馬区の学童クラブ運営にご理解とご協力を賜り真にありがとうございます。

4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。これにより東京都知事から、都民および都内の各施設等に対し、より一層の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の要請がなされる予定です。

区では、「緊急事態宣言」が発令された現在の状況を踏まえ、学童クラブを閉室することによる社会機能の停止や混乱を避けるため、感染拡大防止対策を講じた上で、規模を縮小しての開室を継続します。

学童クラブを利用する保護者の皆さまには、既に登室の自粛をお願いしていますが、緊急事態宣言の発令中であることを踏まえ、原則として登室を控え、在宅勤務(テレワーク)等により、家庭で保育していただくよう改めて要請します。

ただし、医療従事者を始め、就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方など、真に保育が必要な方のお子さまのお預かりは継続します。

利用自粛にご協力いただく場合、4月6日までにご連絡をいただくこととなっておりますが、期限等を下記のとおり変更いたします。

なお、本通知文に記載の取扱いについては、今後の状況により変更する可能性がありますので、ご承知おきください。

記

- 1 利用自粛を学童クラブへ申し出る期限
4月6日(月)→ 4月13日(月)

2 保育料の免除

4月6日(月)から4月30日まで 1日も登室しなかった場合は、4月分の保育料を免除します。 → 4月13日(月)から4月30日まで 1日も登室しなかった場合は、4月分の保育料を免除します。

3 その他

- ・保育料の免除を受けるための手続きについては、後日お知らせいたします。
- ・5月以降の保育料の取扱いについては4月中旬を目途に別途お知らせします。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【担当】(平日の8:30~17:15)

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 直営学童クラブ | |
| 子ども育成係 | 電話：03-5984-5827 |
| 2 委託学童クラブ | |
| 運営支援係 | 電話：03-5984-1078 |
| 3 ねりっこ学童クラブ | |
| 放課後児童対策係 | 電話：03-5984-1519 |